

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和元年(2019年)5月23日作成)

| | |
|--------|---|
| 法令名 | 地球温暖化防止対策の推進に関する法律 |
| 根拠条項 | 第38条第4項 |
| 処分の概要 | 都道府県地球温暖化防止活動推進センターへの改善命令 |
| 法令の定め | (地球温暖化防止対策の推進に関する法律) 第38条第4項 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターの財産の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該地域センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 |
| 処分基準 | 現在の指定団体である公益財団法人北海道環境財団は、道が認可する公益法人であり、公益法人として指導を行っていることから、特に処分基準を設定していない。 |
| 処分担当課 | 環境生活部環境局気候変動対策課 (電話番号:011-231-4111 内線24-231 ダイヤルイン:011-204-5189) |
| 問い合わせ先 | 同上 |
| 備考 | http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/gyousei/kijyun.htm |

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和元年(2019年)5月23日作成)

| | |
|--------|---|
| 法令名 | 地球温暖化防止対策の推進に関する法律 |
| 根拠条項 | 第38条第5項 |
| 処分の概要 | 都道府県地球温暖化防止活動推進センターの指定取消 |
| 法令の定め | (地球温暖化防止対策の推進に関する法律) 第38条第5項 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターが前項の規定による命令に違反したときは、第1項の指定を取り消すことができる。 |
| 処分基準 | 現在の指定団体である公益財団法人北海道環境財団は、道が認可する公益法人であり、公益法人として指導を行っていることから、特に処分基準を設定していない。 |
| 処分担当課 | 環境生活部環境局気候変動対策課 (電話番号:011-231-4111 内線24-231 ダイヤルイン:011-204-5189) |
| 問い合わせ先 | 同上 |
| 備考 | http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/gyousei/kijyun.htm |